

拡大共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 佐那河内村発注に係る佐那河内村交流センター(仮称)整備事業として実施する次のイからハに掲げる業務及び工事(当該業務及び工事内容の変更に伴う業務及び工事を含む。以下、単に「業務等」という。)の受託及び請負
 - イ 設計業務
 - ロ 工事監理業務
 - ハ 工事
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇(以下「当拡大企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当拡大企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当拡大企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務等の受託及び請負契約の履行後 〇ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)〇の部分には、たとえば3と記入する。

2 業務等の受託及び請負契約を締結することができなかつたときは、当拡大企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約の交渉が不成立となった日に解散するものとする。

(参加企業の住所及び名称)

第5条 当拡大企業体の参加企業(当企業体を構成する設計企業、施工企業及び工事監理企業をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇企業名

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇企業名

(代表者)

第6条 当拡大企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当拡大企業体の代表者は、業務等の実施に関し、当拡大企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当拡大企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 参加企業は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当拡大企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当拡大企業体の解散後、当拡大企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の参加企業である一の企業に対しその他の参加企業である企業が委任するものとする。

(分担工事額)

第8条 各参加企業の業務等の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

一 設計	企業名
二 工事監理	企業名
三 工事	企業名

2 前項に規定する分担業務等の価額（次条に規定する運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当拡大企業体は、参加企業全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成に関する事項、業務等に関する事項、工程管理及び資金管理の方法、下請企業の決定、業務等の完了後の契約不適合責任の分担その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務等の完了に当たるものとする。

(参加企業の責任)

第10条 各参加企業は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務等の進捗を図り、業務等の受託及び請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当拡大企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当拡大企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(参加企業の必要経費の分配)

第 12 条 参加企業はその分担業務等の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務等の実施中発生した共通の経費等については、分担業務等の額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各参加企業の分担額を決定するものとする。

(参加企業の相互間の責任分担)

第 14 条 参加企業がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該参加企業がこれを負担するものとする。

2 参加企業が他の参加企業に損害を与えた場合においては、その責任につき関係参加企業が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当拡大企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における参加企業の脱退)

第 16 条 参加企業は、当拡大企業体が業務等を完了する日までは脱退することができない。

(業務等の途中における参加企業の破産又は解散等に対する処置)

第 17 条 参加企業のうちいずれかが業務等の途中において破産、解散その他の理由により業務等を実施できなくなった場合においては、当該参加企業以外の参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務等を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当拡大企業体が解散した後においても、当該業務等に関して、契約の内容に適合しないものがあつたときは、各参加企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり、佐那河内村交流センター（仮称）整備事業拡大共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に参加企業が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇（拡大企業体の名称）

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇設計株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇設計 代表者 〇〇〇〇 印

拡大共同企業体協定書第8条に基づく協定書

佐那河内村の発注に係る下記業務等については、佐那河内村交流センター（仮称）整備事業拡大共同企業体協定書第8条の規定により、当拡大企業体の参加企業が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

設計業務	〇〇設計 株式会社	〇〇円
工事監理業務	〇〇設計	〇〇円
工事	〇〇建設株式会社	〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に参加企業が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇（拡大企業体の名称）

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇設計株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇設計 代表者 〇〇〇〇 印